

茨城工業高等専門学校施設事業競争参加資格等審査委員会規程

平成18年9月21日
制 定

(設置)

第1条 茨城工業高等専門学校（以下「本校」という。）に、独立行政法人国立高等専門学校機構工事等事務取扱規則の規定に基づき、本校において発注する施設事業を公正かつ厳正に実施するため、競争参加資格等審査委員会（以下「審査委員会」という。）を置く。

(審議事項)

第2条 審査委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 一般競争入札における競争参加資格の決定等基本的な事項
- (2) 一般競争入札における競争参加希望者の競争参加資格の有無に関する事項
- (3) 随意契約によろうとする場合における見積依頼の相手方の選定に関する事項
- (4) その他施設事業に関連する競争参加資格等に関する事項

(組織)

第3条 審査委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 総務課長
- (2) 総務課課長補佐（財務担当）、財務係長及び用度係長のうち2名

2 前項に掲げる委員は、校長が任命する。

(委員長)

第4条 審査委員会に委員長を置き、総務課長をもつて充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

(委員以外の者の出席)

第5条 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(事務)

第6条 委員会の事務は、総務課において処理する。

(雑則)

第7条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この規程は、平成18年9月21日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（令和8年7月10日一部改正）

この規程は、令和8年7月10日から施行する。